

事務連絡  
平成 21 年 10 月 23 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

電話による診療によりインフルエンザと診断した患者に係る  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第  
14 条第 2 項の規定に基づく届出の取扱いについて

新型インフルエンザ対策につきましては、平素より多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

電話による診療におけるファクシミリ等による処方せんの取扱いについては、平成 21 年 8 月 28 日付事務連絡別添 3 - 6「ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需に関する留意点について」においてその取扱いをお知らせしているところですが、定点医療機関において、電話による診療によりインフルエンザと診断した患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 14 条第 2 項の規定に基づく届出の取扱いについては、下記のとおりといたしますので、遺漏なきを期されますよう貴管内の関係機関に周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

定点医療機関において、電話による診療によりインフルエンザと診断した患者については、法第 14 条第 2 項の規定に基づく届出を行うこととする。